

令和6年4月1日から119番通報受信の 共同運用を予定しています

1 消防通信指令センター共同運用について

西置賜行政組合消防本部（以下「西置賜消防本部」という。）及び置賜広域行政事務組合消防本部（以下「置賜広域消防本部」という。）は、両消防本部における119番通報受信（消防通信指令業務）を一つに集約し共同で運用することを予定しています。

通信指令業務の集約化により、これまで、両消防本部にそれぞれ設置されていた通信指令センターが、令和6年4月1日から置賜広域消防本部に設置されることとなります。

※現在の消防通信指令業務は、次の通り運用しています。

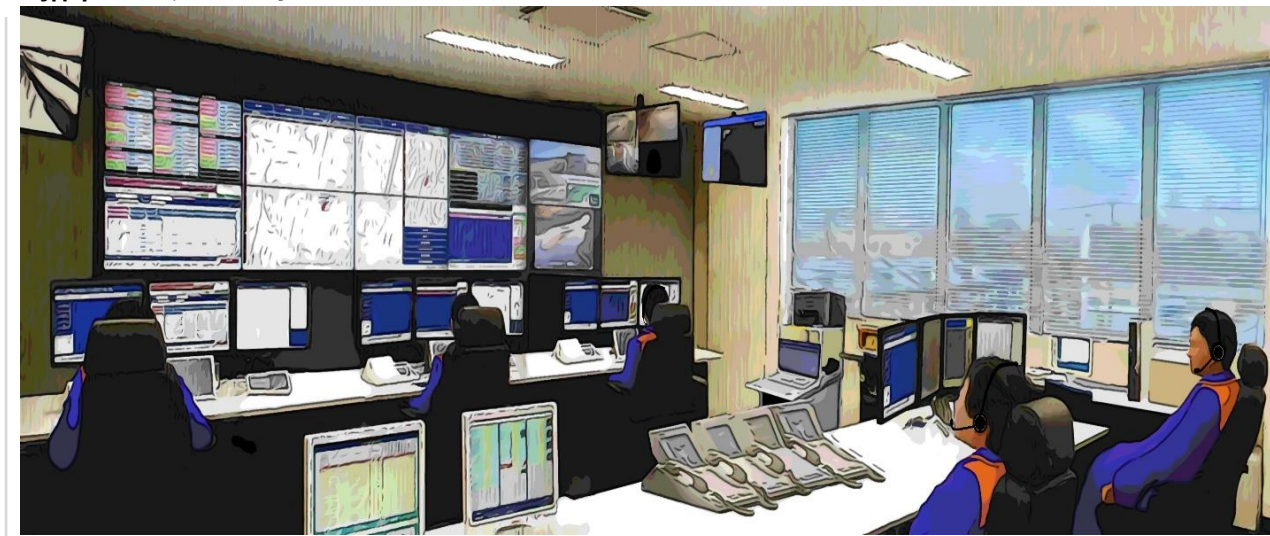
西置賜消防本部管内 （長井市、飯豊町、白鷹町、小国町）

置賜広域消防本部管内 （米沢市、南陽市、高畠町、川西町）

2 消防通信指令センターの業務

消防通信指令センターの業務は、住民の方々からの119番通報等により火災や救急などの各種災害の受付を行い、通報内容などから、災害の発生場所と災害種別を決定、出動する隊と出動隊数を判断し、消防隊や救急隊等へ出動指令を実施することが業務です。

※指令センターのイメージ



3 消防通信指令センター共同運用を行う効果

近年各地において発生している災害が大規模化・多様化しており、甚大な被害を与えている災害も発生しています。

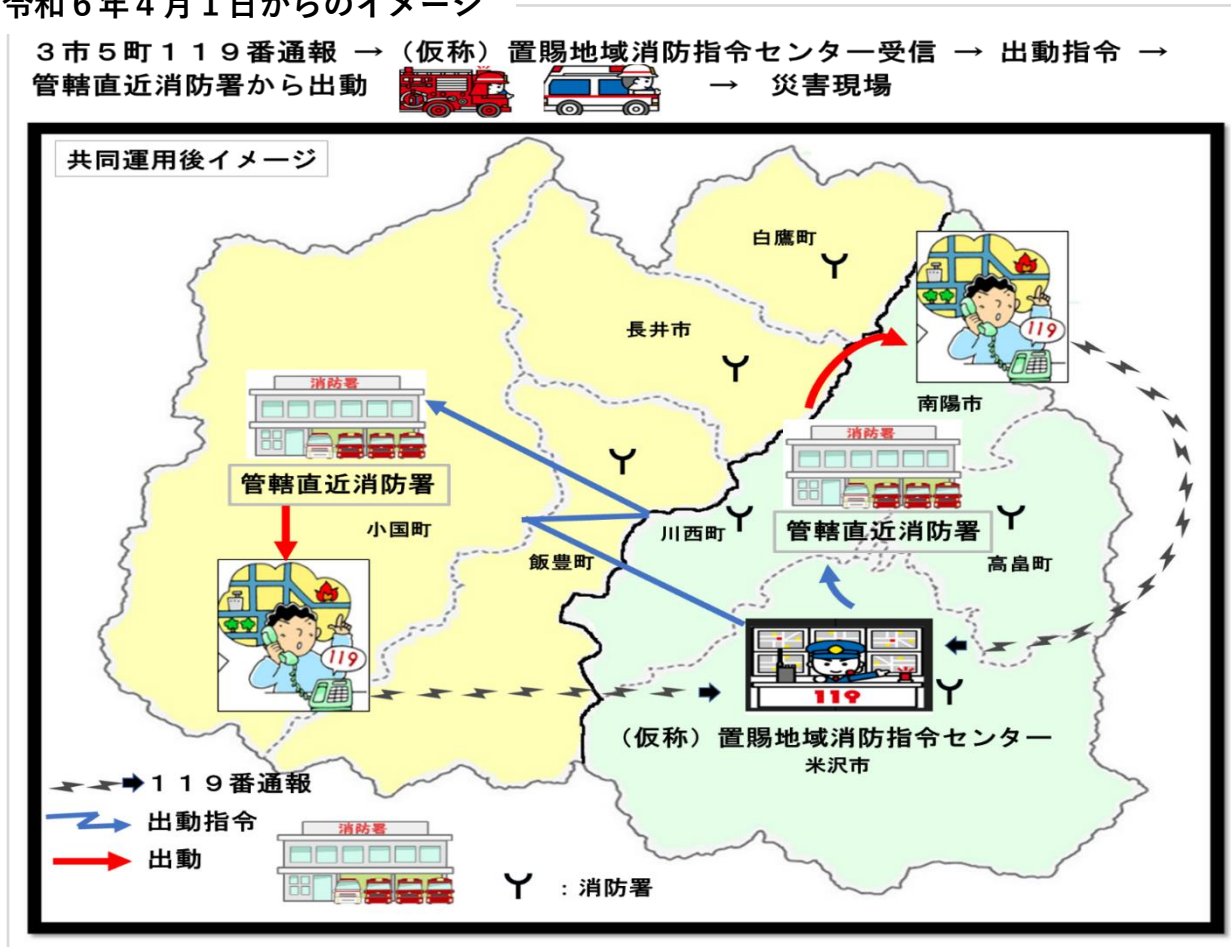
置賜3市5町の災害発生状況を受信段階から把握でき、災害情報が共有され、迅速な応援出動が可能となり、相互応援体制の強化が見込まれます。

4 消防通信指令センター共同運用の実施状況

(令和4年4月1日現在)

全国において、46地域193消防本部が、消防通信指令センターの共同運用を実施しています。山形県内の12消防本部で消防通信指令センター共同運用を実施しているところはなく、西置賜消防本部と置賜広域消防本部の共同運用が、県内初の取り組みとなります。

※令和6年4月1日からのイメージ



問い合わせ先
消防本部通信指令室 電話：88-1211